

連絡協議会だより

令和5年10月1日
島根県爆発物原料取扱
事業者等連絡協議会

これまで警察は、「爆発物原料対策」を皆様の御協力を得ながら推進していますが、全国を見ると硝酸カリウムを購入し、火薬を製造する事案などが依然として発生しています。爆発物を使用したテロ事案等を未然に防止し、日本一治安の良い島根の実現を図るため、引き続き御協力をお願いします。

**指定11品目の保管・管理の
徹底をお願いします。**



指定11品目とは

過去に国内外の事案で爆発物の原料に悪用されたことがある化学物質11品目を指定して、爆発物の原料となり得る化学物質として対策を強化しています。

指定11品目は、純粋な化学物質以外に私達の身の回りの製品にも含まれています。

劇物

硫酸



塩酸



硝酸



過酸化水素



塩素酸
カリウム



塩素酸
ナトリウム



劇物以外

尿素



硝酸
アンモニウム



アセトン



ヘキサミン



硝酸
カリウム



※【毒劇物法上の劇物】劇物・劇物を販売する際は、毒物又は劇物の名称及び数量、販売又は授与年月日、譲受人の氏名、職業及び住所を記載した譲受書の受領が必要です。加えて、引火性又は爆発性のある劇物（毒劇物法施行令第32条の3、指定11品目では塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウムが該当）については身分証明書による氏名・住所の確認が必要です（毒劇物施行規則第12条の2の6）。

爆発物使用テロの防止対策に御協力を！

不審情報の
提供をお願い
します！

テロを未然に防止するためには、警察が指定11品目取扱事業者等と連携してテロ対策を推進することが必要不可欠です。

指定11品目又は指定11品目を含有する商品を販売する際、

「いつもと違うな」、「変だな」

と感じたら、警察に情報提供をお願いします。

皆様の情報提供がテロの未然防止につながります。

